

鉱物資源/金属鉱物

○要件・基準の考え方

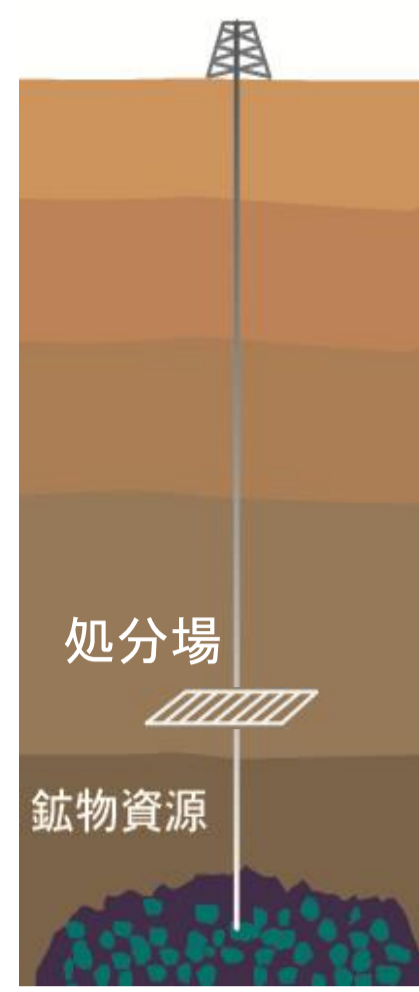
1. 及び2.については、「鉱物資源/油田・ガス田」と同じため、省略。

3. 基準の設定理由

- 「国内の鉱床・鉱微地に関する位置データ集(第2版)」は、主に金属鉱物の国内の鉱床・鉱微地(注1)に関する位置データ集である。「将来、探掘の蓋然性が高いもの」を用いることが適切であるため、実際に探掘実績のある地点をマップに示す。
(注1)工業的に探掘可能な鉱床としての規模や品位は確認されていないもの、地殻にそのような鉱床が発見されることを示唆する鉱石の見られる場所。

4. その他、留意点

- 数万年以上の長期にわたり考慮すべき人間侵入の回避に係る事項である。
- 全国規模のデータを用いることを前提としているので、「技術的に探掘が可能な鉱量の大きな鉱物資源の存在が示されている範囲」の全域において均一にすべからず鉱物資源の存在が確認されているわけではなく、調査によって鉱物資源の不存在が確認できる地点も存在するであろうことに留意する必要がある。
- 「国内の鉱床・鉱微地に関する位置データ集(第2版)」は、地点(座標)データであり、エリアで表現することは困難なため、処分場選定調査時に好ましくない範囲を明らかにする必要がある。



資源探査に伴う人間侵入のイメージ

○作図方法

1. 使用文献・データ

- 国内の鉱床・鉱微地に関する位置データ集(第2版)(内藤, 2017)

2. 作図方法

- 「将来、探掘の蓋然性が高いもの」を用いることが適切であるため、「国内の鉱床・鉱微地に関する位置データ集(第2版)」に記載されている鉱業法で定められた金属鉱物のうち、探掘実績のある鉱床のうち、陸域の位置を抽出(注2)し、その位置情報(緯度経度)を本図に表示(なお、地点(座標)データであり、エリアで表現することが困難なため、処分場選定調査時に考慮する必要がある事項として整理)
- なお、鉱物資源(油田・ガス田、炭田、金属鉱物)はそれぞれ異なる文献を元に作図しているため、各鉱物資源(油田・ガス田、炭田、金属鉱物)に分けて作図

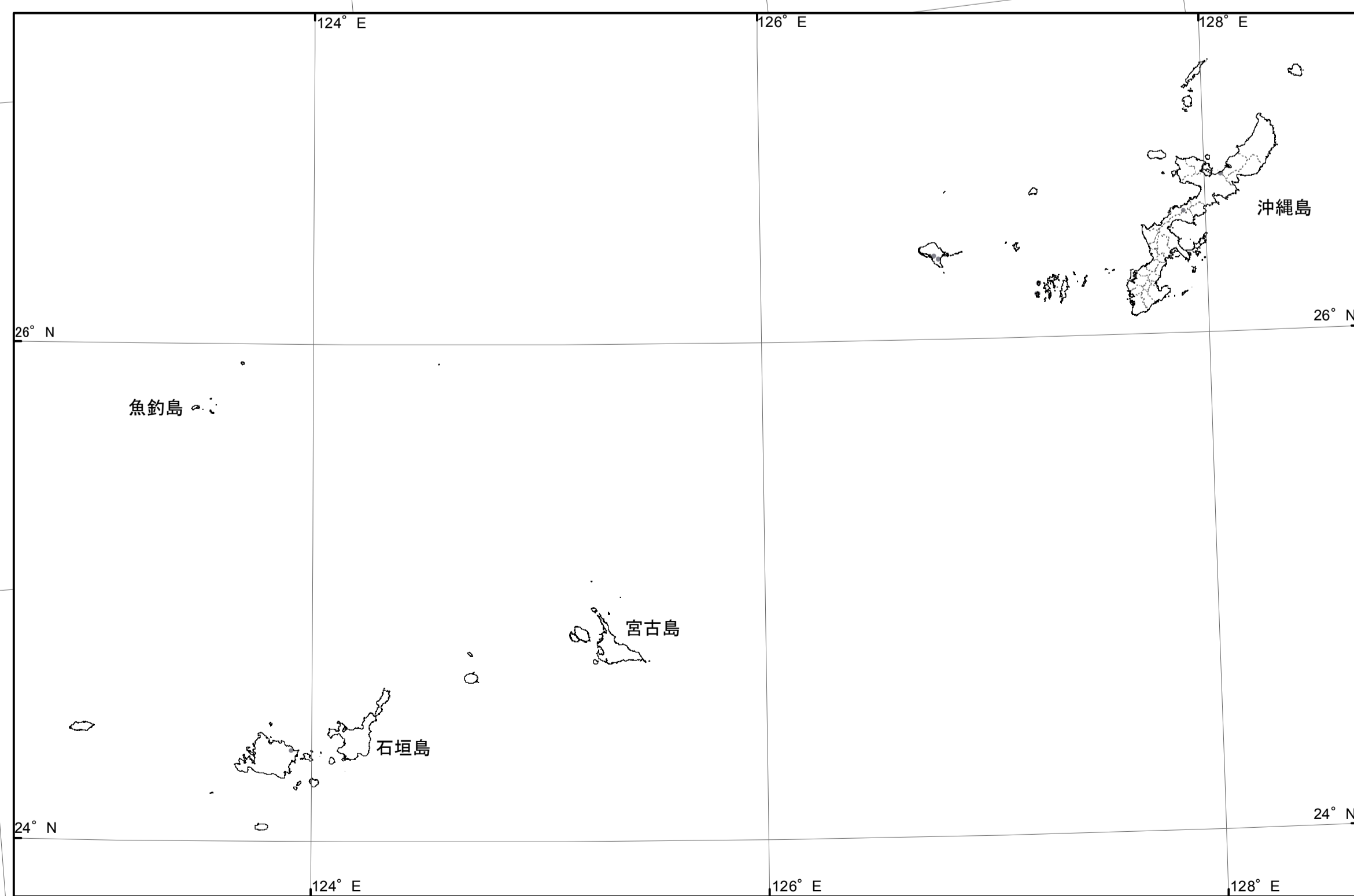
(注2) 銅・タングステン、鉛・モリブデン、金・銀・硫化鉄、ウラン、クロム・ニッケル、アンチモン、鉛・亜鉛、ヒ素・水銀、マンガン、鉄・チタンの鉱床。このうちチタンは、鉱業法で定められた金属鉱物ではないが、「国内の鉱床・鉱微地に関する位置データ集(第2版)」では鉄と同じ凡例で示されているため抽出。

凡例

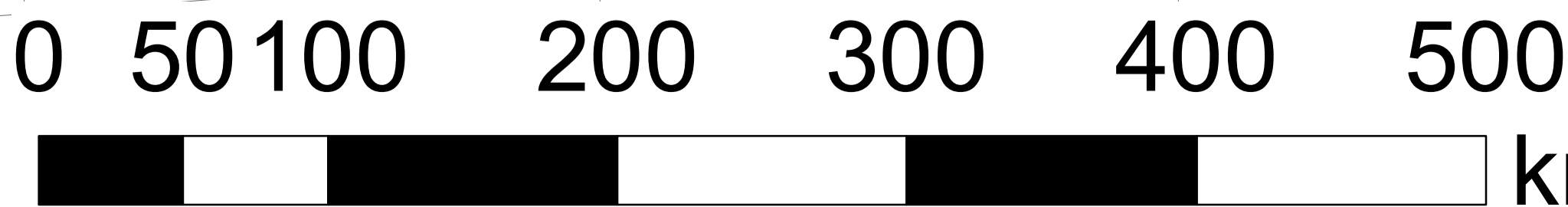
鉱業法に示された金属鉱物のうち、探掘実績のある鉱床の位置

※処分場のスケールについて

想定される地下施設の面積は6~10km²程度である。ここでは例として3km×3kmのサイズを示す。→
また、想定される地上施設の面積は1~2km²程度である。ここでは例として1km×1kmのサイズを示す。→



※この地図を利用する際には、出典を記載する、編集・加工等して利用する場合は編集・加工等を行ったことを記載する等、資源エネルギー庁のサイト利用規約に従ってください。編集・加工した情報を、あたかも国(又は府省等)が作成したかのような状態で公表・利用してはいけません。(利用規約: http://www.enecho.meti.go.jp/about/linksto_thissite/)



本図は1/200万の縮尺で作成された地図です。実際のサイズ(100%)以上に拡大しても、精度が上がらないことに留意してください。

作成日: 2017年7月28日 作成者: 経済産業省 資源エネルギー庁

縮尺: 1/200万 地理座標系: JGD2011

投影図法: ランベルト正角円錐図法(中心: 135° E, 35° N)(ただし、各枠ごとに6°反時計回りに回転)

国土数値情報 行政区域データ第23版(データ基準年: 2017年)を使用しています。

